

令和2年第2回西予市議会定例会総務常任委員会会議録

1. 開催日時 令和2年6月19日
1. 開催場所 西予市議会第3委員会室
1. 開 会 令和2年6月19日
午前 8時59分
1. 閉 会 令和2年6月19日
午後 1時57分
1. 出席委員
- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 兵頭 学 |
| 副委員長 | 小玉 忠重 |
| 委員 | 加藤 美香 |
| 委員 | 中村 一雅 |
| 委員 | 河野 清一 |
| 委員 | 源 正樹 |
1. 欠席委員
なし
1. 出席説明員
- (総務部)
- | | |
|-------------|--------|
| 総務部長兼政策企画部長 | 山住 哲司 |
| 総務課長 | 一井 健二 |
| 総務課長補佐 | 安岡 克敏 |
| 総務課長補佐 | 麓 寿春 |
| 財政課長 | 宇都宮 明彦 |
| 財政課長補佐 | 沖野 貴洋 |
| 危機管理課長 | 谷川 和久 |
| 危機管理課長補佐 | 田中 長治 |
| 税務課長 | 浜田 直浩 |
- (政策企画部)
- | | |
|-------------|--------|
| 政策推進課長 | 宮中 英希 |
| 政策推進課長補佐 | 山下 みさと |
| 政策推進課情報推進室長 | 上甲 宏之 |
| 政策推進課係長 | 清家 祐一 |
| まちづくり推進課長 | 長野 静香 |
| まちづくり推進課長補佐 | 清家 昌弘 |
| まちづくり推進課係長 | 久保田 学 |
| 復興支援課長 | 大森 寿和 |
| 復興支援課長補佐 | 大崎 伸一 |
| 復興支援課係長 | 正司 哲朗 |
- (教育部)
- | | |
|----------|-------|
| 教育部長 | 宇都宮 裕 |
| 教育総務課長 | 垣内 俊樹 |
| 教育総務課長補佐 | 山崎 徳博 |
| 学校教育課長 | 滝澤 洋 |
| 学校教育課長補佐 | 井関 修三 |

- | | |
|-------------|--------|
| 学校教育課主任 | 小濱 稔章 |
| 生涯学習課長 | 竹内 克之 |
| 生涯学習課長補佐 | 佐藤 陽一郎 |
| スポーツ・文化課長 | 谷口 佳代 |
| スポーツ・文化課長補佐 | 浅井 裕史 |
- (消防本部)
- | | |
|--------|--------|
| 消防長 | 佐藤 克也 |
| 消防署長 | 酒井 広一 |
| 消防総務課長 | 宇都宮 憲治 |
| 防災課長 | 坂本 弘治 |
| 野村支署長 | 大西 信介 |
- (会計課)
- | | |
|--------|-------|
| 会計管理者 | 三瀬 功 |
| 会計課長補佐 | 板倉 公三 |
- (議会事務局)
- | | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 富永 誠 |
|--------|------|
- (支所)
- | | |
|-----------|-------|
| 城川支所長 | 藤川 忠男 |
| 城川支所総務課係長 | 小田原 誠 |
| 野村支所教育課長 | 土居 文人 |
| 三瓶支所教育課長 | 滝野 広明 |
- 西予市議会議員 和気 数男

1. 出席議会事務局職員
- | | |
|----|-------|
| 書記 | 大内 俊二 |
|----|-------|
1. 会議に付した事件 別紙のとおり
1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

議案第71号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第72号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第73号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について

議案第80号 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第81号 西予市城川町地域わがむらは美しく運動基金条例を廃止する条例制定について

議案第82号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について

議案第83号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について

議案第84号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について

議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第4号)

議案第93号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

請願第1号 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出について

開会 午前8時59分

○小玉副委員長

これより令和2年第2回定例会総務常任委員会を開会いたします。

開会にあたり、委員長より挨拶があります。

○兵頭委員長

挨拶を行う。

○小玉副委員長

次に、山住総務部長より挨拶をお願いします。

○山住総務部長

(山住総務部長が挨拶を行う)

○小玉副委員長

それでは、これの進行は、委員長が行います。

【総務課】

○兵頭委員長

それでは、「議案第71号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。一井総務課長の説明を求めます。

○一井総務課長

それでは「議案第71号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、御説明をさせていただきます。今回の改正でございますが、国や他の地方公共団体等から、人材支援や大規模災害時の応援協定等により、派遣された職員が当市の職員として任用された場合に任用の事情や従前の勤務地等を考慮し、地域手当による移動保障を設けるものでございます。この地域手当の月額につきましては、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に地域手当の級地の区分に応じて、100分の20以内の割合の額を支給するものでございます。以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいようお願いいたします。

○兵頭委員長

一井課長の説明を終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑はないものと認めます。お諮りいたします。「議案第71号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、「議案第72号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定

について」を議題といたします。一井課長の説明を求めます。

○一井総務課長

それでは「議案第72号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」、御説明させていただきます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症から市民の生命や健康を保護するための業務に従事した場合において、感染症防疫作業等に従事する職員の特殊勤務手当について、国家公務員の特殊勤務手当にかかわる特例に準じた特例を設けるものとしております。内容としましては、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者などに対して、感染者等の身体に接触などして行う作業に従事した職員や長時間にわたり接して行う作業等に従事した職員に作業1日につき4,000円、感染者等が使用した物件の処理など、その他の作業に従事した職員は作業1日につき3,000円を支給するものであります。なお本条例は、公布の日から施行することといたしておりますが、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の施行日に合わせ、令和2年2月1日から適用することといたします。以上説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

一井課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○源委員

具体的に今、1と2で説明いただいたんですが、具体的にはどのような作業が該当するのか、お尋ねいたします。

○一井総務課長

作業等につきましては、特に保健師等、一般職員については想定をしておりますが、検温とかそういうような直接的な部屋に入っただけの接触等については4,000円その後、例えば病室等においては物品を処理する作業のみ、直接患者たちは接しないという部分については3,000円、というようなことを想定をいたしております。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

それでは、以上で質疑を終結をいたします。お諮りいたします。「議案第72号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制

定について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩します。（休憩 午前9時12分）

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前9時13分）

それでは続きまして、「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（総務課所管分）を議題といたします。一井課長の説明を求めます。

○一井総務課長

それでは「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」の歳出について御説明をさせていただきます。

まず一般会計全体の人件費の補正については、議案上程の際の財政課長の提案理由、補足説明にもありましており、当初予算では予算編成時の職員数、及び組織体制を基本に当該年度退職者と新年度の新規採用者数を見込み、所要額に若干の余裕を持たせ、計上しております。今回4月1日付け人事異動等による各課の職員数及び年齢構成等の返答に伴い、関係する費目の給与等の計上額に過不足が生じたことから、職員給与費を調整するものでございます。一般会計における職員給与費全体では給料手当、共済費等補正総額、8050万2000円の減額を行っております。内訳につきましては、主なものといたしまして給料4947万9000円、期末勤勉手当2269万9000円、退職手当組合負担金308万4000円、職員共済組合負担金846万1000円の減額等であります。例年に比べ減額幅が多くなっておりますが、これは新採職員の不採用や普通退職者及び職員派遣の増加等の調整をしたことによるものでございます。なお会計年度任用職員の賃金についてであります。補正予算計上各部署が、それぞれの常任委員会で説明をいたしますので、職員給与費全体につきましては、総務課のほうで御説明をさせていただいたところでございます。

それでは、職員給与費を除き、総務課所管分の具体的事業について御説明をさせていただきます。予算書の14ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、職場安全衛生事業、46万2000円ですが、新型コロナウイルス感染症予防対策として、市職員及び来庁

者併用の消毒液を補充するため、増額するものでございます。次に会計年度任用職員給与費の総務課庶務事業30万6000円ですが、本庁総務課3名及び明浜支所総務課1名の任用者及び任用条件の確定等により、増額するものでございます。次に会計年度任用職員給与費の公益保護相談員事業36万5000円ですが、公益保護相談員1名の任用者及び任用条件の確定により、減額するものでございます。続いて、予算書の17ページをお開きください。10目交通安全対策費、会計年度任用職員の交通安全指導員事業48万5000円ですが、指導員の減員に伴う活動経費について減額するものです。以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

一井課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑はないものと認めます。お諮りいたします。「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（総務課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩といたします。（休憩 午前9時18分）

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前9時21分）

それでは続きまして、「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（財政課所管分）を議題といたします。宇都宮財政課長の説明を求めます。

【財政課】

○宇都宮財政課長

それでは審査していただきます「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算」（第4号）のうち（財政課所管分）について御説明させていただきます。まず、歳出から御説明いたします。予算書の15ページをお開き願います。2款総務費、1項、3目財政管理費、7万4000円の減額ですが、4月の人事異動に伴います給料等の職員給与費9名分の調整によるものであります。

続きまして、16ページをお開き願います。5目財産管理費、会計年度任用職員給与費（庁舎維持管理事業）21万3000円の減額ですが、本

庁、支所の庁舎維持管理の雇用の経費をこちらで計上いたしております。今回は三瓶支所の2名分に係る実績見込みによる減額でございます。

続きまして、26ページをお開き願います。4款衛生費、1項、1目保健衛生総務費、新型コロナウイルス感染症対策事（保健衛生費）1212万円のうち、財政課所管分といたしましては、予算の歳出17節備品購入費42万3000円が財政課所管分でございます。内容といたしましては、庁舎の会議室での感染症の防止対策といたしまして、オゾンガスの発生による、会議室の除菌目的でオゾン発生機、こちらを2台購入する経費を計上いたしております。

続きまして、29ページをお開き願います。4款3項1目病院費になります。1575万1000円でありますが、病院における新型コロナウイルス感染拡大防止対策と医療提供体制の整備に要する経費を一般会計から繰り出すものでございます。病院側の経費の内容といたしましては、感染疑い者の診断、感染症病床等で使用する防護服、マスク、消毒液等の医療消耗品のほか、空気除菌清浄機のほか、感染症病床と医療スタッフとの通信タブレット等が要求をされております。こちらについては厚生常任委員会のほうで審査をされます。

次に歳入について御説明いたします。11ページをお開き願います。17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金9634万2000円と同じく37目災害対策基金繰入金4500万円でございますが、今回の補正予算の財源として、国県支出金、地方債等の特定財源を充ててもなお不足します。財源に対して財政課から二つの基金を繰り入れするものでございます。今回の補正後の財政調整基金の残高は予算ベースでございますが、15億8166万5000円となる見込みであります。また、災害対策基金におきましては、当初予算で3億円を取り崩しております。今回4500万円を取り崩して、予算残だけでいきますと、5億4200万円程度となります。続きまして13ページをお開き願います。22款、1項、1目法人事業税交付金1000万円でありますが、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止に伴い、市町村分の法人住民税法人税割の税率が3.7%引き下げた、引き下げられたことによる減収分の補填措置として、法人事業税の一部が、都道府県から市町村に交付をされるものでございます。続きまして予算書は6ページにお戻りください。今回の補

正に係る事業費の調整に伴い、地方債補正を行っております。起債の目的になります過疎対策事業から、学校教育施設等整備事業について、限度額を変更するものでございます。詳細につきましては、予算書の12ページに目別で掲載をしておりますとおりでございます。今回の補正によりまして、総額は37億9470万円となっております。以上、財政課所管分に係ます補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

宇都宮課長の説明を終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○源委員

今御説明いただきました歳入の財政調整基金について少しお尋ねしたいと思います。先ほど課長の説明で、予算ベースで、残が15億円ということで御説明いただいたと思います。実際、平成30年2年前の7月豪雨もございましたし、今回のコロナもそうですし、財政調整基金があったおかげで、さまざま対策できてると思います。ただ、少し、あくまで予算ベースなんで、当然出てくるとは思うんですが、もう既に今予算で、財政調整基金が13億7800万円使ってるということは非常に単純に考えて、2年先、3年先、大丈夫なのかなとちょっと思うところもあるんですが、そのあたりについてちょっと補足で御説明賜ったら助かります。よろしくお願いします。

○宇都宮財政課長

ただいまの源委員の財政調整基金の御質問なんですけれども、確かに財政調整基金は平成30年7月豪雨災害を受けて当初取り崩しております。豪雨災害分につきましては、国からの特別交付税のほうが増額ありましたのでその分についてはどうか積み立てを行って、平成29年度末並みには積み立てができております。今回またコロナ対策ということで、これ全国の自治体全てなんですけれども、最初は財政調整基金で早期な対策をしてそのあとまた国からの地方創生臨時交付金とかでまた再度積み立てを考えるんですけれども今回についてはなかなかちょっと国のほうもかなり減額補正で組んで、厳しい状況なので、今回は、令和2年度特別交付税で、この分をまたカバーできるのはちょっと難しいと思っておりますので、令和2年度につきましては現在各課で不用額の調査を行

っております。今回のコロナによって事業の中止等が考えられますので、金額的にはそんなに多くはないんですけども、こういったものを最終的に集めて減額をして、今回財政基金のほうにまた積み立てる計画でおりますし、また中長期財政計画も今立てとんでですけど、大型事業等がまだあるんですけど有利な起債を使ってできるだけ、財政調整基金はまた令和元年度の決算がまた9月になりますけれど、そこにおいても剰余金等もあるかと思えますので、財政調整基金に積み立てを考えております。以上です。

○源委員

詳細説明いただきましてありがとうございます。というのがやっぱり、もう予算ベースで財政調整基金の取り崩しが平成28年度ぐらいから結構ないと組めない状況で、当然、合併からも16年たちまして、いわゆる一本算定の恩恵も全くない状態でその当時、国からの交付税の分が30億円弱あるのが7割はみるよってことだったら、結局7億から8億円ぐらい減ってる状態だと思います。やっぱ、決算ベースで見ると平成28年の48億円財調がピークで、年々、当然減ることあると思うんですけど、特にコロナに関しては、国もあれだけ、新規国債発行した上で対応してますので、できる限りその不要不急の事業というのはこれから出てまいると思います。今年度に関してはさまざま建設業もありますが、しっかり財政課だけじゃなくて、全庁的に事業については精査いただいて、非常に先行きが不安に思うところ、思われてる方も多いと思えますので、そのあたりしっかりとお答えをいただきたいと思います。以上です。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（財政課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時31分）

【危機管理課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前9時34分）

それでは続きまして、「議案第87号 令和2年

度西予市一般会計補正予算（第4号）」（危機管理課所管分）を議題といたします。谷川課長の説明を求めます。

○谷川危機管理課長

それでは、「議案第87号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち（危機管理課所管分）につきまして御説明申し上げます。

まず、予算書は36ページから37ページにかけてでございます。9款消防費、1項消防費、4目災害対策費のうち会計年度任用職員給与費としまして、新年度における採用者2名の決定による、前歴換算等を踏まえた給与調整により、1節報酬を3万6000円の増額、3節期末手当を1000円の減額、4節共済費、社会保険料を6万4000円増額するものでございます。

続きまして予算書27ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10節需用費としまして、新型コロナウイルス感染対策にかかる避難所での感染拡大防止のため、消耗品としまして使い捨てゴム手袋として119万9000円、アルコール消毒液としまして43万2000円、非接触式体温計としまして143万9000円、避難所内の間仕切り、屋内用簡易テントとして862万8000円、合計1169万7000円を計上させていただきます。なお財源としましては現在、一般財源としておりますが、今後、国の地方創生臨時交付金を充当させていただく予定としております。以上、危機管理課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○兵頭委員長

谷川課長の説明を終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○源委員

今課長の説明の中で、避難所用の間仕切りと簡易テントを予算化されてるということなんですが、市内当然避難所の数多くございますので、当然これコロナ対策の部分の購入に充てられると思うんですが、今の現予算、つけた予算の中でそれで充分賄えるかどうか、何セットぐらいあるのかちょっと詳細説明願ったと思います。以上です。

○谷川危機管理課長

現在、市の指定避難所が109カ所ございます。充分かどうかというのはこれ運用しないと実際の

避難者の方の数にもよるんですけれども、ある程度充足できるような形で、配備をしておる予定です。ただし今後、そのほか集会所等を避難所として開設されるところもございますでしょうから、また広げた運用の後、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○源委員

今回その新型コロナの感染拡大があって避難所の運営はまたひとつ別の形で変わってくると思います。当然、市内数多くの防災士の方もいらっしやいますし、市の職員だけで当然避難所運営をやるのは非常に困難ですので、そのあたりの情報周知等も徹底、できる限り多くの形で広げていただければと思います。以上です。

○谷川危機管理課長

源委員おっしゃられるとおり職員も通常想定している多くの職員が必要になります。109カ所の指定避難所を賄うだけの職員、これを賄うことも、実際現実的にはほぼ不可能な状況でございます。ですので、地域自主防災、先ほどおっしゃっていただきました防災士の皆様の御協力を得ることが重要なことと考えておりますので、防災士連絡協議会の会長さん初め役員会では御協力をお願いもさせていただきました。今度、7月に野村で開催する訓練のときにはですね、できる限り会員の皆さんが出席していただいて、運営側のまた状況等も確認をいただけたら、というふうに考えております。以上でございます。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩します。（休憩 午前9時40分）

○兵頭委員長

それでは、再開いたします。（再開 午前9時45分）

ほかに質疑はありませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（危機管理課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩といたします。（休憩 午前9時46分）

【税務課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前9時48分）

それでは続きまして、「議案第73号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。浜田課長の説明を求めます。

○浜田税務課長

税務課からは2議案、「議案第73号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について」、御説明申し上げます。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行例の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和2年4月30日に公布され、同日から施行されたことによるものです。主な内容につきましては、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を令和2年9月30日から令和3年3月31日まで延長するほか、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税が困難である事業者等に対しまして、申請に基づき、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収を猶予できる特例措置を講ずるものであります。以上、御審議お願いいたします。

○兵頭委員長

浜田課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑をないものと認めます。お諮りいたします。「議案第73号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

それでは続きまして、「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（税務課所管分）を議題といたします。浜田課長の説明を求めます。

○浜田税務課長

それでは、「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（税務課所管分）について御説明申し上げます。予算書18ページをお開き願います。2款、2項、1目税務総務費の職員給与費につきましては、総務課所管分のため、省略させていただきます。2款、2項、2目賦課徴収費、補正額26万円の減額は個人市民税賦課事業におきまして、申告相談並びに賦課準備のための事務補助として雇用いたします会計年度任用職員2名分の実績見込みによる給与費の減額によるもの

でございます。以上御審議のほど、御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○兵頭委員長

また課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないものと認めます。お諮りいたします。「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（総務課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。訂正いたします。「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（税務課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時54分）

【政策推進課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前10時4分）

それでは続きまして、「議案第82号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について」を議題いたします。宮中課長の説明を求めます。

○宮中政策推進課長

それでは、「議案第82号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について」御説明を申し上げます。

議案書の24ページをごらんください。人口減少に伴いまして、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して、底にある過疎地域への対策といたしまして、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されております。それ以降4次にわたる時限立法措置により、今日まで産業基盤や生活環境の整備をはじめ、医療、介護、福祉の確保、文化教育の振興など過疎地域の自立に向けた総合的な施策が講じられ、地域社会の活性化が図られてまいりました。報酬におきましても、同法に基づき令和2年度までの西予市過疎地域自立促進計画を策定し、過疎対策事業債を初めとする過疎地域自立促進のための財政上の特別措置を活用しているところでございます。議案書の25ページをごらんください。今回の計画変更につきましては、児童福祉施設保育所として、高山保育所等施設整備事業を追加するものであります。高山保育所は、昭和52年に改築整備をされてから42年が経過し、老朽化が著しい状態にあるとともに海岸部に隣接している

ことから、南海トラフ地震による津波の被害も懸念されております。また、平成29年11月には高山保育所保護者会から新築移転及び民営化の要望書が提出されたことから、市では同保育所を明浜支所敷地内へ新築移転することとし、民営化に向けた運営法人の公募を行い、西予総合福祉会を選定しております。高山保育所の移転整備に係る事業費でございますが、総事業費は1億3078万円で、財源内訳は国庫補助6085万円。西予総合福祉会4613万円、市負担3010万円となっております。市負担分につきましては法人が施設整備を行う事業費の一部を補助金として交付することとしておりますが、市負担分のうち2760万円については、過疎債が活用できることから、今回計画変更を行うものであります。この高山保育所等施設整備に伴う本計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○兵頭委員長

宮中課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ないものと認めます。お諮りいたします。「議案第82号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。続きまして、「議案第83号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」、「議案第84号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」、以上2議案につきましては関連があるため、一括説明を求めることとし、しかる後に質疑に行い、1議案ずつ採決を行うこととしたいと思いますがこれに異議ありませんか。

（「異議なし」というものあり）

○兵頭委員長

異議なしと認めます。それでは、宮中政策推進課長の説明を求めます。

○宮中政策推進課長

それでは「議案第83号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」及び「議案第84号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」、御説明を申し上げます。

議案書の27ページをごらんください。当市は辺地とその他の地域との間における住民の生活文化

水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、辺地に係る公共的施設総合整備計画を策定し、公共施設の総合的かつ計画的な整備を推進しております。辺地とは交通条件や自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域と比較して、住民の生活文化水準が著しく低い山間地や離島などの地域とされております。それでは、お手元に配信をいたしました、辺地該当地域一覧をごらんください。西予市では辺地の要件に該当する地域がお手元の一覧にございますように18地域ございますが、令和2年5月末現在において、辺地に係る公共的施設総合整備計画を策定している地域は辺地名を赤線で囲っております田之浜辺地と横林辺地の2地域となっております。今回、「議案第83号」の計画を策定する辺地は青線で囲んだ片川、惣川小屋、野井川の3辺地でございます。議案書の28ページから30ページをごらんください。この3辺地につきましては、総合整備計画書を策定し、地域の森林整備の合理化と有効活用、林業の活性化を図るため、林道整備を進めるものであります。辺地に係る公共的施設総合整備計画に基づいて行う公共的施設整備につきましては、その財源として、辺地対策事業債を充当することができ、その充当率は原則100%で今年度の元利償還金の80%が地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。次に「議案第84号」の計画を変更する辺地は横林辺地でございます。議案書の32ページをごらんください。総合整備計画書において、32ページが変更前、33ページが変更後の計画となっております。変更後のアンダーラインの部分に変更箇所となっております。横林辺地につきましては、今年度市道整備を優先しておりましたが、平成30年の災害復旧工事を優先している関係で事業を取りやめる必要が生じたことから、減額しております。また、同地域内では飲用水供給施設の老朽化に伴う整備が必要となったことから、新たな事業として追加を行っております。以上、3辺地の計画策定及び市辺地の計画変更に伴いまして、各計画を国へ提出する必要が生じたことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。以上2議案、よろしく御審議の上、御決定く

ださいようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

宮中課長の説明は終わりました。これより、2議案一括で審議を行います。質疑はありませんか。

○河野委員

変更のところですけれども横林の。これ市民との意見交換会でも、水道のことが出たと思うんですけれども、全て新設にするわけですか。供給管。

○宮中政策推進課長

今回計画をされておるのは、1,500メートルの管路のほうになりますが、そのうちの1,150メートルを更新するもので、かつ横林の火災の関係もございましたので、消火栓のほうの確保ですね、そういったところもあわせて行うというふうに、予定をされているところでございます。

○河野委員

全て新設にするわけではなしに、火災のところの消火栓あるいは、老朽化の激しいところを部分的に直すということでもいいんでしょうか。

○宮中政策推進課長

詳細のところまではちょっと把握ができておりませんのでそちらの方の確認をいたしまして、回答させていただいたというふうに思っております。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

それでは、以上で質疑を終結をいたします。それでは、1議案ずつ採決を行ってまいります。お諮りいたします。「議案第83号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。続きまして、「議案第84号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。それでは続きまして、「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（政策推進課所管分）を議題といたします。宮中課長の説明を求めます。

○宮中政策推進課長

それでは、「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正（第4号）」のうち、（政策推進課所

管分)について、御説明をさせていただきます。まず、歳出予算から御説明させていただきますので、予算書16ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、8目電算管理費3億1643万7000円を326万3000円減額し、3億1317万4000円とするものです。今回の補正でございますが、職員給与費を除く、当課所管分につきましては、事業概要欄にございますように、電算システム開発導入事業として476万2000円を増額するものであります。予算書17ページをごらんください。内訳といたしまして、12節委託料でございますが、生活保護法の改正によりまして、厚生労働省令で定める要件に該当する無料低額宿泊所等を日常生活支援住居施設と位置づけ、生活保護受給者の日常生活支援を福祉事務所が委託した場合、委託に要する費用を支弁できる仕組みが創設されましたことから、改正内容に基づく、生活保護システムを改修する委託費を30万8000円増額しております。本経費の50%が国庫補助となっておりますので、福祉課所管において、歳入予算を計上しております。また、年金を含めても、所得が低い方の生活を支援するために設けられた年金生活者支援給付金の支給に関する法律に対応するため、国民年金システムを改修する委託費を13万2000円増額しております。本経費は100%国庫補助となっておりますので、市民課所管において、歳入予算を計上しております。次に18節負担金補助及び交付金でございますが、個人番号カードの交付事業につきましては、地方公共団体情報システム機構にカードの作成等を委任しており、その負担金が確定したことから、432万2000円を増額しております。本経費は100%を国庫補助となっておりますので、歳入側も同額を増額しております。次に、2款総務費、1項総務管理費、11目情報推進事業費、2億873万3000円を583万5000円増額し、2億1456万8000円とするものです。今回の補正でございますが、事業概要欄にございますように、光伝送炉維持管理事業として583万5000円を増額するものであります。内訳といたしまして、14節工事請負費でございますが、行政用及びCATV事業用として利用するほか、携帯電話の不感地域解消のため、携帯電話会社へ貸し出しを行っている光伝送の修繕を行うものであります。今回の修繕対象となる城川町嘉喜尾地区につきましては、ムササビ等が光ケーブルをかじることによる断線被害

が多発し、修繕費用がかさんでいたことから、今回抜本的対策として、約600メートルの特定区間をステンレス製の光ケーブルに張りかえて断線被害を回避し、市民の皆様に御迷惑をおかけしないようにするとともに、今後の修繕費用の削減を図るものであります。次に、歳入予算につきまして御説明をさせていただきます。予算書10ページをお開きください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、8目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金につきましては歳出において御説明いたしました個人番号カードの交付事業にかかります番号制度交付金432万2000円を増額しております。

次に予算書12ページをお開きください。20款、市債、1項市債、1目総務債、1節総務管理債につきましては歳出で御説明いたしました光伝送炉張りかえに係る工事費に過疎対策事業債を580万円増額しております。以上、政策推進課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

宮中課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○中村委員

番号制度事業交付金、直接予算に関係ないんですけど特別定額給付金10万円の申請に個人番号たしかマイナンバーカード使えるっていうことがあったと思いますけど、あれに伴う申請とかふえたとかっていう影響はあったのでしょうか。

○宮中政策推進課長

すいません、今手元のほうに詳細な資料をちょっとございませんですが、特別定額給付金のマイナンバーカードを活用した申請につきましては、私はちょっとろ覚えな記憶ではあるんですけど、300件弱ぐらいの申請件数だったのではなかったかなと。西予市につきましては報道等でもいろんな情報が流れていたかと思いますが、システムの不具合というわけではないんですけども、煩雑さによりまして混乱が生じておりましたけれども、西予市につきましては、件数的に300件弱ということで混乱なく、給付の処理が行われていた状況になろうかというふうに思っております。

○中村委員

西予市における給付金の交付の処理については非常に早かったなというふうに捉えておりまし

て、市民の方が非常にありがたかったのではないかと考えております。ありがとうございました。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（政策推進課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時24分）

【まちづくり推進課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前10時27分）

それでは続きまして、「議案第81号 西予市城川町地域わが村は美しく運動基金条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。藤川城川支所長の説明を求めます。

○藤川城川支所長

「議案第81号 西予市城川町地域わが村は美しく運動基金条例を廃止する条例制定について」、提案理由の御説明を申し上げます。城川町わが村は美しく運動基金は平成元年に城川町地域の自然と風土を守りながら、美しい生活環境及び美しく管理された農林地を創造し、美しく活力あるまちづくりと文化の創造を目指すわが村は美しく運動を円滑に推進することを目的に設置された基金であります。合併後は、西予市城川町地域わが村は美しく運動基金として、基金を活用して、わが村は美しく推進事業を行ってまいりましたが、基金全額の取り崩しを終えたことから、本条例を廃止するものであります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

藤川支所長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○源委員

当初予算の話になるんであれなんですけど、基金の取り崩しは終わった、で事業自体は今年度もあるはずで、今後基金がないって事があるってことはわが村は美しく推進事業は、今後一般財源で行っていくという解釈でよろしいでしょうか。

○山住政策企画部長

いわゆる花いっぱい運動ですけども、こちらの

ほうの事業につきましては、今後一般財源で対応していくという予定でございます。

○河野委員

一般財源で対応するということですが、けさほどもそうですけれども、城川からこの本庁まで来ると道路の草刈りと全然、光景が違うと思うんですよ。野村宇和に来ると草でガードレールも見えないという状態が続いております。その中、城川ではわが村は美しく運動で自主的というか、住民みずから草刈り作業などを推進しておるわけなんですけども、一般財源で今までしてきた運動並みの支援はしていただくということではないでしょうか。

○山住政策企画部長

これまでと同様の金額になるかどうかということにつきましては、市の財政状況等も踏まえた上で、全体的なところで調整はさせていく必要はあるかと思います。したがって、従来と同様の金額でずっと維持できるかどうかを今後の市の財政状況次第ということで御理解をいただきたい。

○河野委員

草刈りは道路の整備というか、そうなんですけども、花いっぱい運動ということで花壇等の手入れ、財源がないということで花壇も縮小されてはきております。そこら辺の苗の供給とか花壇の手入れ、そこら辺のことも何といたしますか。助成対象というか、続けていただけたらと思います。

○藤川城川支所長

予算が限られておりますので、余り金額のかからない、手間のかからない、現在は芝桜などを各花壇に植え込みをして検討しておる状況であります。以上です。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議案第81号 西予市城川町地域わが村は美しく運動基金条例を廃止する条例制定について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時33分）

○兵頭委員長

再開いたします。（午前10時34分）

続きまして、「議案第87号 令和2年度西予市

一般会計補正予算（第4号）」（まちづくり推進課所管分）を議題といたします。長野まちづくり推進課長の説明を求めます。

○長野まちづくり推進課長

それでは、「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」の（まちづくり推進課所管分）につきまして、補正予算書に基づき、御説明を申し上げます。歳入歳出補正予算事項明細書で御説明をさせていただきます。

補正予算書の20ページをごらんください。2款総務費、8項地域振興費、1目地域振興費、補正額67万2000円の増額補正でございます。令和2年2月に総務省から地域おこし協力隊の活動に要する経費に係る特別交付税措置の上限額を引き上げる通知があり、上限額が年額200万円から令和2年度は240万円に引き上げられました。全国の自治体による地域おこし協力隊の積極的な導入に伴い、自治体間競争も過熱ぎみとなり、好条件の自治体に隊員が集中しているような現状であります。西予市においても、ほかに引けをとらない条件を提示し、積極的に募集していきたいと考えておるところでございます。そこで、今年4月から地域おこし協力隊事業の2名の地域おこし協力隊員の年間総額を特別交付税措置の上限額240万円に引き上げることとし、月額報酬17万2000円を3万8000円増額し、20万円といたしました。しかしながら、国からの通知が本年2月であったために、当初予算で組むことができず、本議会において報償費67万2000円の増額補正を計上するものでございます。以上で「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」の（まちづくり推進課所管分）についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○兵頭委員長

長野課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○小玉委員

地域おこし協力隊ですが、2名増員ことですがほかに欲しいという地域とかないんでしょうか。

○長野まちづくり推進課長

現在、西予市では6名の隊員の募集を継続中でございます。

○兵頭委員長

暫時休憩します。（休憩 午前10時37分）

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前10時42分）

ただいまの質問に関連いたしまして、詳しい説明を久保田係長のほうから説明申し上げます。

○久保田まちづくり推進課係長

令和2年度の地域おこし協力隊について御説明いたします。現在活動をしている地域おこし協力隊については、田舎で働き隊が4名、地域おこし協力隊が2名、会計年度任用職員の地域おこし協力隊が3名、計9名、今活動しております。そうしまして現在募集中のところですが、田舎で働き隊が6名、地域おこし協力隊2名、こちらについては審査中でありまして、計8名の募集を行っております。以上です。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（まちづくり推進課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時43分）

【復興支援課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前10時46分）

それでは続きまして、「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（復興支援課所管分）を議題といたします。

○大森復興支援課長

それでは、「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち（復興支援課分）につきまして予算書に基づき、御説明申し上げます。

予算書12ページをお開きください。19款諸収入、5項雑入、4目雑入につきまして、その概要を説明いたします。令和2年度における復興事業推進する上で、昨年度地域活性化センターの助成事業を申請しておりました。このたび採択通知があり、150万円を歳入として予算計上したものです。助成事業の計画に掲げております事業は2つの事業がございます。1つ目が野村復興まちづくりデザインワークショップ、2つ目が西予復興まちびらきシンポジウムでございます。ワークショ

ップにつきましては、昨年から西予市野村町をフィールドとして愛媛大学と西予市、地域住民が連携して開催して行っていました。特に被害が大きかった野村町における復興はただ機械的に元通りに戻す考えではなく、これまでやった地域課題を解決しながら、未来の野村を描き、新たなまちをデザインする復興まちづくりです。一方、新募集に関しましては昨年実施しました追悼式に変わる事業として、災害を学び復興を後押しするために計画するもので、午前中にシンポジウム、午後に復興コンサートを開催する計画で進めてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、大規模なイベントできないことから、当事業は1年延期したところでございます。事業採択を受けたこともあり、事業の内容を見直しを図ることで予算執行可能かどうか、協議を進めてまいりましたが、このたび変更可の承諾を行ったところであります。変更した内容は2年前の災害時において野村の歌を制作していただいたINSPIというアカペラグループのボーカルの杉田氏と災害から2年目を迎えるにあたり、野村小学校と児童とオンライン授業を通して、新しい歌を制作するものです。2年前に歌で前向きになった経験から現在のコロナウイルスで悲観的な社会を応援するようなイメージをしております。ことしの7月7日の乙亥会館玄関ホールにおいて追悼献花式を行います、その日に動画にて公表できればと、現在事業を進めているところでございます。これら2つの事業を実践していく上で必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料における対象経費のうち、限度額であります150万円が事業採択となりましたので、補正により計上したものでございます。以上説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

大森課長の説明を終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

以上で質疑を終結をいたします。お諮りいたします。「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（復興支援課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩といたします。（休憩 午前10時

51分）

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前11時3分）

ここからは教育部の審査となります。審査に先立ちまして、宇都宮教育部長より挨拶をお願いいたします。

○宇都宮教育部長

（宇都宮教育部長が挨拶を行う）

【教育総務課】

○兵頭委員長

それでは、「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（教育総務課所管分）についてを議題といたします。垣内課長の説明を求めます。

○垣内教育総務課長

それでは審査していただきます「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち、職員給与費を除く、（教育総務課所管分）につきまして御説明申し上げます。当課における今回の補正は、学校施設環境改善交付金の内示に伴う財源調整のみとなっております。それでは予算書10ページをお開きください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、1節小学校費国庫補助金393万2000円の増額分につきましては、宇和町小学校体育館大規模改修工事分となります。2節中学校費国庫補助金239万7000円の増額分につきましては、トイレ洋式化工事と屋内運動場非構造部材耐震化工事分、8節の保健体育費国庫補助金155万6000円の増額につきましては、せいよ東学校給食センター建設工事分となっております。これらの国庫補助金額の増額に伴いまして、12ページをお開きください。20款市債、1項市債、7目教育債、1節小学校債が390万円、2節中学校債が230万円をそれぞれ減額補正することとしております。また5節保健体育債、せいよ東学校給食センター建設事業分においては140万円の増額補正となっております。これに伴いまして38ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費において、一般財源3万2000円の減、39ページにあります10款教育費、3項中学校費、3目学校建設費において、一般財源9万7000円の減となっております。43ページをお開きください。10款教育費、7項保健体育費、6目給食センター建設費において、一般財源295万6000円の減額としております。以上、説明

とさせていただきます。御審議のほどよろしく
願います。

○兵頭委員長

垣内課長の説明は終わりました。これより質疑
を行います。質疑はありませんか。

質疑はないものと認めます。お諮りいたしま
す。「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補
正予算（第4号）」（教育総務課所管分）につい
て、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どお
り可決することに決しました。

暫時休憩といたします。（休憩 午前11時
11分）

【学校教育課】

○兵頭委員長

それでは、再開いたします。（再開 午前11時
13分）

それでは、「議案第87号 令和2年度西予市一
般会計補正予算（第4号）」（学校教育課所管
分）についてを議題といたします。滝澤学校教育
課長の説明を求めます。

○滝澤学校教育課長

それでは、「議案第87号 令和2年度西予市一
般会計補正予算（第4号）」のうち（学校教育課
所管分）について予算書に基づき、御説明申し上
げます。まず、歳出から御説明させていただきます。
予算書の38ページをお開きください。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費につ
きまして、小学校情報教育振興事業8988万3000円
を増額計上するものです。これらは、GIGAス
クール構想に基づき、令和2年度中に児童生徒用
としてのノートパソコンを整備する計画に伴う増
額であります。端末整備としまして児童用のノー
トパソコンなど1565台分を整備するため、7065万
1000円を備品購入費として計上しております。ま
た、ネットワーク整備に1923万2000円を委託料と
して計上しております。関連して、39ページをご
らんください。10款教育費、3項中学校費、2目教
育振興費につきまして、中学校情報教育振興事
業、5753万2000円を増額計上するものです。端末
整備としまして生徒用のノートパソコンなど
864台分を整備するため、3900万5000円を備品購
入費として、ネットワーク整備事業に1852万
7000円を委託料として計上しております。この事
業により児童生徒が1人1台の端末を持つように

なり、高速大容量の通信ネットワークも一体的に
整備されます。従来の紙の資料が電子化され、オ
ンラインで配信共有できるようになるため、課題
の配布、提出の状況の確認、採点返却などをオン
ラインで簡単にできるようになります。これまで
以上に児童生徒の理解度に応じた指導ができるよ
うになるほか、今回のような臨時休業の際の対応
としても将来的に利用できるようになります。当
事業の財源について御説明申し上げます。予算書
の10ページをお開きください。歳入として国庫補
助金と市債を特定財源として計上しております。
国庫補助金のうち小学校整備分につきましては、
13款国庫支出金、2項7目、1節小学校国庫補助金
であります。公立学校情報機器整備費国庫補助
金を4695万8000円、情報通信ネットワーク環境施
設整備費国庫補助金を428万4000円計上していま
す。中学校整備分につきましては、2節中学校費
国庫補助金の公立学校情報機器整備費国庫補助金
2592万5000円を計上し、情報通信ネットワーク環
境施設整備費国庫補助金554万7000円を計上して
います。

続いて、12ページをお開きください。20款市
債、1項市債、7目教育債、1節小学校債、小学校
情報教育振興事業として445万円を計上していま
す。2節中学校情報教育振興事業として、435万円
を計上しています。

続きまして、予算書38ページ、10款教育費、
2項小学校費、2目教育振興費、会計年度任用職員
給与費（小学校生活支援員設置事業）についてで
すが、672万1000円の減額要求となっております。

39ページをごらんください。10款教育費、3項
中学校費、2目教育振興費、会計年度任用職員給
与費（中学校生活支援員設置事業）93万2000円の
減額要求となっております。以上の2事業につい
て御説明申し上げます。本年度から始まりました
会計年度任用職員制度の運用に伴い、2月3月に
一斉に職員採用試験を実施いたしました。当初予
算計上時には採用となる個人が確定していないた
め、おおよそ平均となる給与費で支援員人数分の
給与費を計上したために、採用後、個人の給与格
付が確定となった差額を減額するものです。以
上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○兵頭委員長

滝澤課長の説明は終わりました。これより質疑

を行います。質疑はありませんか。

○中村委員

ノートPCを生徒に配布するという話、パソコンについては耐用年数といいますか、使用年度、年数といいますか、それ大体何年ぐらい、お金かけて読み込んでるっていうのはありますか。

○滝澤学校教育課長

そのあたりは、はっきりしたこと言えないんですけども、10年はもたないのではないかとということ考えております。

○中村委員

パソコン本体で10年、中のバージョンはソフトについては、適宜アップすればいいのかなみたいなことでしょうかね。

○宇都宮教育部長

このOSの関係があるかと思えますけれども、まだこれから、どういうふうな内容のものということで進めていくことになりますので、例えばウインドウズになるかどうか、そういうことも、まだ明確なところはございません。ただ、そういうところが、適切になるような形でOSの選定をしていきたいと考えております。ということで、基本的には、先ほど耐用年数というようなことがありましたけれども、一応基本的なところでは、小学校の1年生にこれを配布しましたら、この義務教育期間9年間は使えるような形をとりたいというふうに考えているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

○兵頭委員長

暫時休憩します。（休憩 午前11時22分）

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前11時28分）

○宇都宮教育部長

先ほど私のほうが回答いたしました内容につきまして、特に耐用年数とまた使用年限の関係もございしますが、具体的なところというのが、これから進めるということで検討が必要になってまいります。いろいろな問題点課題等がある中で技術的な点が何点か発生をいたします。そういうこともございしますので、ただいまから技術担当しております職員のほうから、簡単に説明をさせていただきますと思います。

○小浜学校教育課主任

先ほどのノートパソコンの使用期限についてですが、機器は約5年保つのを予定しております

が、OSのサポート等期限を見ながら、また予備機、今後児童生徒数が減っていきますので、予備機のほう見ながら、現状を見ながら使用期限のほうを決めていきたいと思います。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○加藤委員

今後西予市において、小中学生1人1台のパソコン導入またネットワークの通信ネットワークの整備などをされるということなんですけれども、今、パソコンを使って小中学校でどのような事業、やれてることがあるんじゃないかと思うんですが、やってる事業があれば教えてください。

○滝澤学校教育課長

今現在の事業ですが、やはり、パソコンになれ親しむということも一つ大事なことであります。それからソフトを使つての学習のまとめ、それから総合的な学習などで研究を行いますので、そういった研究のまとめ、そのあとを発表していくわけですが、パワーポイントなどの発表に関するソフトを使って、発表を行ったりするような学習もしております。英語教材などを使って英語の学習などにも活用していますが、今後、プログラミング学習とかも入ってきますので、そういった学習も広がっていくようになっております。以上です。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。

○源委員

このGIGAスクール構想自体、去年の12月に推進本部はようやくできて、4年間、令和5年度までに全ての小・中学生に対して1人1台パソコンを支給するというのがもともと等でありましたが国の第一次補正予算において、ことしで推進するということが決まって今現在、予算を組まれたとこだと思います。ことしについてはとにかくハード整備を行うことがこの予算の主眼だと思いますが、基本的には先ほど加藤委員の質問になっており、どういった形で学びさせていくのか、あとは今度先生方には報告大変御迷惑かけんと思うんですけど、いかにして指導再生を築いていくか課題についても難題、いろいろ課題があると思います。各家庭においても、例えば今現在アンケート調査されていると思うんですが、各家庭通信環境の有無、そういったこともあったりとか、新規

に導入する場合やっぱり月の通信費負担等もかかってまいります。今名前だけ先行しちゃって、1人1台パソコンが来るんだと。ただ、実際の事業については、特に小中学生のお子さん持たれてる保護者の方は非常にどうなるんだろうなというふうに、御心配そして疑問に思われてるところもあると思いますんで、まずはその保護者の皆さんにこれまで以上に丁寧な形で御説明いただき、恐らくことしはもう機械を入れるだけで精いっぱい、事業体制自体は徐々に整えていく形になると思いますのでそのあたりの今後御検討と整備も大変だとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○兵頭委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（学校教育課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩といたします。（休憩 午前11時33分）

【生涯学習課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前11時36分）

それでは、「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（生涯学習課所管分）について、を議題といたします。生涯学習課長の説明を求めます。

○竹内生涯学習課長

「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち（生涯学習課所管分）について、予算書に基づき、御説明いたします。

まず、歳入予算についてでございますが、9ページをお開きください。13款、2項、5目土木費国庫補助金、2節住宅費国庫補助金が190万7000円の減額でございます。本年度は公民館の耐震化事業として、宇和町の明間公民館と野村町の横林公民館について、財源を国庫補助のほか、過疎債、旧合併特例債をそれぞれ充てまして、予算計上しているところでございます。この減額は本年4月に通知されました国庫補助金の内示額に合わせた減額となります。次に12ページをお開きください。20款、1項、7目教育債、4節社会教育債を190万円

増額としております。これは先ほどの公民館耐震化事業における国庫補助金の減額に伴いまして、起債の充当額を増額することとしたものでございます。次に歳出の予算でございます。40ページをお開きください。10款、5項、1目並びに2目、3目それぞれにおきまして、会計年度任用職員給与費の増額ないし減額を計上しております。上段、社会教育庶務事業につきましては212万4000円の増額。中段、惣川公民館維持管理事業では32万3000円の増額。下段、図書館管理運営事業では314万8000円の減額でございます。これらは当初予算では、概算として職員一律の基準により計上しておりました同給与費を今回、経験年数など個別の条件に照らして再計算した上で、当初予算との差額を増減額するものでございます。以上よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○兵頭委員長

竹内課長の説明を終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第87号 「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（生涯学習課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決、結果可決することに決しました。

暫時休憩といたします。（休憩 午前11時40分）

【スポーツ・文化課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前11時41分）

それでは、「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（スポーツ・文化課所管分）について、を議題といたします。スポーツ・文化課長の説明を求めます。

○谷ロスポーツ・文化課長

「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち（スポーツ・文化課所管分）につきまして、予算書に基づき、説明申し上げます。歳出について説明いたします。

予算書41ページをお開き願います。10款教育費、6項文化振興費、1目文化振興総務費でございますが、文書館の会計年度任用職員給与費について基礎号級変更調整に係る補正により、17万

8000円を増額計上するものでございます。次に41ページの下段、10款教育費、6項文化振興費、3目文化施設運営管理費でございますが、三瓶文化会館管理運営事業において、三瓶文化会館トイレの洋式化改修工事にかかる経費2237万4000円を増額計上するものです。2237万4000円の内訳につきましては予算書42ページをお開き願います。3目文化施設運営管理費、12節委託料で改修工事に係る管理委託業務料125万4000円を14節工事請負費で2112万円を計上しております。主な工事内容としましては、トイレの洋式化と洗浄機能つき便座への改修でございます。また、洗浄機能つき便座とするため、トイレ内のレイアウトの変更と男性用小便器の感知式化、また暗いという指摘が多かった照明の更新等もあわせての実施を考えております。三瓶文化会館には1階から3階まで全体で現在、和式18基、洋式10基でございますが、今回のトイレ洋式化により、和式4基、洋式25基への変更予定でございます。また、当工事の財源につきましては、予算書歳入の12ページをお開き願います。20款市債、1項市債、7目教育債、6節文化振興債2230万円、過疎債を充当しております。続きまして、歳出43ページをお開き願います。10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費でございますが乙亥会館の会計年度任用職員給与について、1名を会計年度任用職員から再任用職員へ移行したことによる補正で301万6000円を減額計上するものでございます。以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○兵頭委員長

谷口課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○中村委員

三瓶文化会館のトイレ改修事業について、質疑というよりお礼といいますか、三瓶の住民の方々、高齢化に伴いまして、和式を使うのが非常につらいという声が以前からずっとございましたので、このたび洋式化で快適になるんだろうと思っております。非常にありがたうありがとうございました。以上です。

○兵頭委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（スポーツ

文化課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩します。（休憩 午前11時46分）

○兵頭委員長

再開いたします。（午前11時46分）

続いて、「議案第93号西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。スポーツ・文化課長の説明を求めます。

○谷口スポーツ・文化課長

それでは、「議案第93号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」説明申し上げます。西予市乙亥会館の災害伝承展示室は西予市復興まちづくり計画に基づき、災害の記録と記憶の伝承及び防災教育の充実を図るための施設として、7月5日の供用開始に向けて進めてまいりました。このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により、請負業者の業務が一時中断となりまして、再開後においても、展示室内に整備する物品の納入がおくれるなど業務の進捗状況が不安定となっております。このことから、当施設に係る供用開始日を改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

谷口課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議案第93号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時49分）

【消防総務課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前11時51分）

ここからは消防本部の審査となります。審査に先立ちまして佐藤消防長より挨拶をお願いいたします。

○佐藤消防長

（佐藤消防長が挨拶を行う）

○兵頭委員長

それでは、「議案第80号 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。消防総務課長の説明を求めます。

○宇都宮消防総務課長

「議案第80号 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」、御説明をさせていただきます。今回の改正は感染症患者などの救急業務にあたる消防職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、本条例の一部を改正するものでございます。これまで消防職員においては、感染症患者などの救急搬送や汚染された車両、物品の消毒作業など感染の恐れの高い業務に従事した場合であっても手当支給の規定がなく、救急出動手当100円のみでの支給でありました。そこで、西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の第2条第6号に感染症防疫作業等手当を追加し、第8条で市職員の条例第3条を準用する規定を設けるとともに、コロナの特例も準用するよう改正し、市職員と同様の支給を可能にするものでございます。運用の詳細はコロナ以外の指定された感染症患者などの救急搬送や汚染された救急車などの、消毒作業に従事した職員には1日当たり1,000円を支給することとし、特例として新型コロナ感染者等を搬送した場合で応急処置など身体に直接触れる場合や搬送に1時間以上を要するなど感染危険が高い場合は4,000円、そうでない場合は3,000円を支給することとしております。なお、施行日につきましてはこれまでの実績を鑑みまして、令和2年2月1日までさかのぼって適用することといたしました。よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○兵頭委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。「議案第80号 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩します。（休憩 午前11時56分）

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午前11時59分）

続きまして、「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（消防総務課所管分）を議題といたします。消防総務課長の説明を求めます。

○宇都宮消防総務課長

「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（消防本部所管分）について説明させていただきます。

今回の補正は消防通信指令センター調査負担金、消防団備品購入費、コロナ関連感染症対策費など5事業に係る補正を行うものでございます。それでは、予算書の8ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の部でございますが、9款消防費補正前の額は20億5641万8000円でございます。今回補正額の795万3000円を減額させていただき、合計20億4846万5000円になるものでございます。財源内訳といたしましては、国県支出金を54万1000円増額、地方債を650万円増額し、一般財源が1499万4000円減額となるものでございます。今回の補正額のうち、消防本部所管分の詳細につきまして、御説明をさせていただきます。予算書の35ページをお開きください。下段になりますが、9款消防費、1項消防費、1目常備消防費補正前の額は7億7093万3000円、補正額967万8000円を減額し、7億6125万5000円になるものです。補正額の財源内訳につきましては特定財源として地方債を650万円計上し、一般財源を1617万8000円減額するものでございます。特定財源の650万円につきましては、八幡浜地区施設事務組合負担金のうち、ポンプ車購入に係る一般財源を地方債に組み替えたものでございます。次に右側の事業概要をごらんください。消防通信施設維持管理事業103万5000円は消防指令センター共同運用に係る調査業務負担金であり、宇和島地区広域事務組合消防本部と折半した金額を計上するものであります。その下段になります。消防活動業務事業86万7000円は新型コロナウイルス感染症対策として救急隊に配備する防護衣、ヘッドキャップ、マスク等の購入にかかる予算を計上するものでございます。続いて、下段の会計年度任用職員給与費でございますが、基本報酬等の変更により、会計年度任用職員1人分を増額するものでございます。続きまして36ペー

ジ、下段の2目非常備消防費の補正前の額は1億7164万5000円で補正額162万6000円を増額いたしまして1億7327万1000円になるものでございます。補正額の財源内訳につきましては国庫支出金を54万1000円、一般財源が108万5000円増額するものでございます。これは消防団活動に使用する対節操性手袋及びチェーンソー保護衣購入費であり、非常備消防一般管理事業162万6000円を計上するものであります。以上、「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（消防本部所管分）についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○兵頭委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（消防総務課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩といたします。（休憩 午後0時5分）

【会計課】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午後0時14分）

ここからは会計課の審査となります。審査に先立ちまして、三瀬会計管理者より挨拶をお願いいたします。

○三瀬会計管理者

（三瀬会計管理者が挨拶を行う）

○兵頭委員長

それでは、「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（会計課所管分）を議題といたします。会計課長補佐の説明を求めます。

○板倉会計課長補佐

「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」につきまして、（会計課所管分）の説明をさせていただきます。

予算書の15ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費、補正前の額5263万9000円、補正額153万1000円の減、計5110万8000円となっております。補正額減額の理由でございますが事業概要欄で御説明申し上げます。

会計年度任用職員給与費出納事業74万6000円の減でございますが、会計年度任用職員2名の勤務条件が確定したことによるものです。予算書の16ページをお開きください。職員給与費、会計管理費78万5000円の減、節区分につきましては、予算書のとおりでございます。以上、（会計課所管分）につきましての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○兵頭委員長

板倉課長補佐の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（会計課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩といたします。（休憩 午後0時18分）

【議会事務局】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午後0時19分）

ここからは議会事務局の審査となります。審査に先立ちまして富永事務局長より挨拶をお願いいたします。

○富永議会事務局長

（富永議会事務局長が挨拶を行う）

○兵頭委員長

それでは、「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（議会事務局所管分）を議題といたします。富永局長の説明を求めます。

○富永議会事務局長

「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち（議会事務局所管分）について御説明いたします。

予算書14ページをお開きください。1款、1項、1目議会費のうち議会運営事業61万9000円の補正は改選期に伴い議員報酬36万9000円と議員期末手当22万3000円を西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき、増額調整したものであります。以上、御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○兵頭委員長

富永局長の説明は終わりました。これより質疑

を行います。質疑はありませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。「議案第87号 令和2年度西予市一般会計補正予算（第4号）」（議会事務局所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（午後0時22分）

【請願】

○兵頭委員長

再開いたします。（再開 午後1時30分）

それでは、「請願第1号 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出について」を審査したいと思います。本件につきましては、西予市議会請願及び陳情取扱規程第15条により、趣旨説明をしていただくために紹介議員であります和気数男議員に来ていただきました。それではこれから、請願の趣旨を説明していただき説明終了後に、暫時休憩をとって自由討議を行い、意見を調整していきたいと思います。では和気議員、請願の趣旨説明をお願いします。

○和気議員

（和気議員が趣旨説明を行う）

○兵頭委員長

和気議員、説明有難うございました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後1時33分）

○兵頭委員長

それでは、再開いたします。（再開 午後1時35分）

本件につきまして、御意見はございますか。

○加藤委員

今、和気議員の説明で4自治体とおっしゃってましたがそこはどこかちょっと教えていただきたい。

○兵頭委員長

上島町、砥部町、愛南町が採択、四国中央市は趣旨採択というデータです。

○源委員

趣旨は非常によくわかるんですが、このいわゆる核兵器禁止条約は一つ大きな問題点があると思えます。それは、今現在、核兵器を保有している5大国、いわゆるNTPに入っている国がアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中華人民共和国、そしてインド、パキスタン、北朝鮮、こうい

った核兵器を保有している国が一律全てこの条約に反対しております。日本政府としては核兵器禁止条約を目指す廃絶という目標は共有されていますけど一方、やっぱり北朝鮮の核ミサイル開発が今進んでる中で、我が国の平和と安定に対しては非常に重大なさしめた脅威になってると思えます。北朝鮮のように核兵器の使用をほのめかす相手に対して、通常兵器だけで抑止をきかせることは困難であり、今後も日米同盟のもとで核兵器を有する米国の抑止力を維持することが必要だと思います。軍縮に取り組む上では、この人道と安全保障の二つの観点を考慮することが重要ですが、禁止条約では安全保障の観点が全く踏まえられておりません。日本と同様に核の脅威にさらされている非核兵器国からも支持を得ておらず、核軍縮に取り組む国際社会に現在、分断をもたらしている点も懸念されます。国民の生命と財産の責任を有する政府の立場としては、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、地道に現実的な核軍縮を前進させる道筋を追求されており、この核兵器禁止条約に加盟することとしては、私個人として反対の立場で今意見を申し述べました。なお日本政府は20年前から核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意のもとでの共同行動という名前で、核兵器廃絶決議案を20年連続で提出、160カ国以上の賛成をもって可決をされている現実もございます。核軍縮の取り組みを進めていくのは当然ですが、この禁止条約に関しては、この条約に署名すべきではないというふうに考えます。長くなりましたが以上です。

○兵頭委員長

ただいま源委員のほうから、反対するという意見がございました。ほかに御意見はありますか。意見がないというのは、これ、採択、不採択という方向からいくと、どちらになるのか。ちょっと判断できませんので。それぞれ1人ずつ採択がいいのか、採択にするのか、そこら辺の意見を述べていただけたらと思います。

○河野委員

判断難しいところですけども、

○兵頭委員長

まだ決めかねるということでもいいですか。

○河野委員

はい。

○加藤委員

私個人は賛成であるんですけどもしかし、やっぱり今の世界の情勢を考えると一概に賛成とはいえない。ちょっと難しい。

○小玉副委員長

私も趣旨はよいだろうけど、非現実的なのとか核兵器を持ってる国が賛成してなければこれ批准しても、あんまり意味がないなと思います。

○中村委員

党のうんぬんを超えて、日米安全保障条約というのが生きておりますので、アメリカの核の傘の下に入っているという現実がありますので、これは署名批准するということはそこに矛盾が生じます。

(休憩 午後1時43分)

○兵頭委員長

再開いたします。(再開 午後1時56分)

意見も出たようなので、本請願に対して、採択の方の委員の挙手を願います。

(挙手なし)

暫時休憩します。(休憩 午後1時57分)

○兵頭委員長

再開します。(再開 午後1時57分)

採択者いないので、当委員会としては、不採択に決しました。

それでは、本日の予定されておりました議案審査が全て終了いたしましたので、これにて令和2年第2回定例会総務常任委員会を閉会いたします。

(閉会 午後1時57分)

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会総務常任委員長